

# 基礎研 レポート

## 高齢者を狙う振り込み詐欺 受け子についての最高裁判所の判断

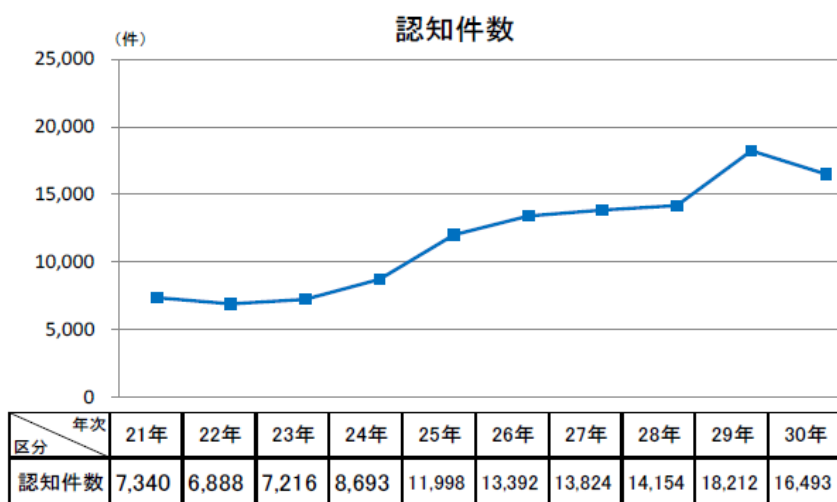
保険研究部 取締役研究理事 松澤 登  
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

#### 1 | 振り込み詐欺とは

高齢者を狙った振り込み詐欺が多発し、社会問題となって久しい。当初はオレオレ詐欺などと言われていたが、手口が多様化し、2004年に振り込み詐欺と呼ばれるようになった。現在、警察庁はこれらに類する詐欺をまとめて特殊詐欺と呼んでいる。特殊詐欺とは面識のない不特定の方に対して、対面することなく、電話、メール等を使って、預貯金口座への振り込み等をさせる詐欺のこととされている<sup>1</sup>。平成30年の特殊詐欺の認知件数は16,493件(対前年比+1719件、+9.4%)、被害額は356.8億円(対前年比+38.0億円、+9.6%)と対前年で減少したが、依然として高水準で推移している(図表1, 2)。

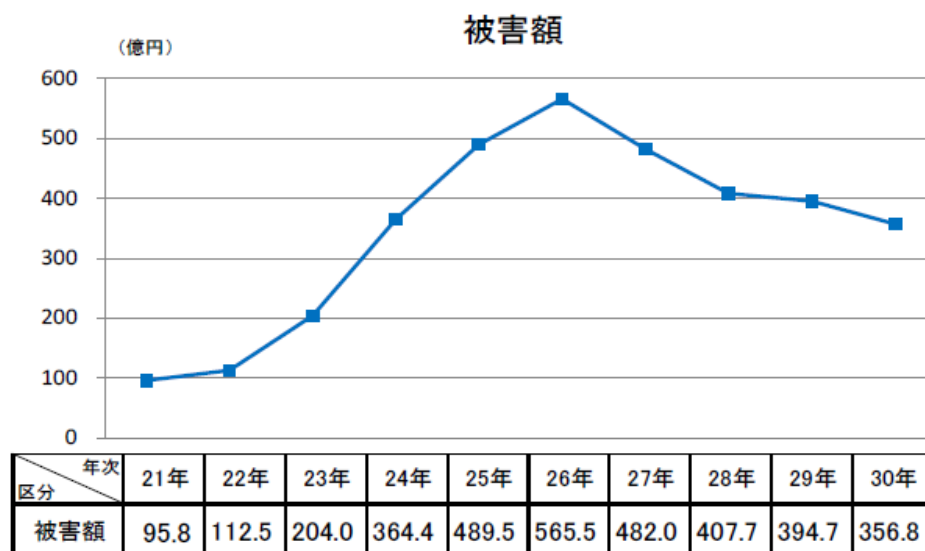
【図表1】



出典：警察庁HP

<sup>1</sup> 警察庁「平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について」参照。

【図表 2】



出典：警察庁HP

詐欺は騙し取るという言葉からもわかる通り、犯罪者から見ると「だます」という行為と「受け取る」という行為の二つの側面がある。

特殊詐欺における「だます」の類型であるが、警察庁は以下のように分類している(図表 3)。

【図表 3】特殊詐欺の内訳

振り込め詐欺	オレオレ詐欺
	架空請求詐欺
	融資保証金詐欺
	還付金等詐欺
振り込め詐欺以外の特殊詐欺	金融商品等取引名目の特殊詐欺
	ギャンブル必勝法情報提供名目の特殊詐欺
	異性との交際あっせん名目の特殊詐欺
	その他の特殊詐欺

出典：警察庁HPより筆者作成

特に高齢者に被害者が多いのがオレオレ詐欺と還付金詐欺である。オレオレ詐欺は周知の通り、子や孫のふりをしてトラブル解決のためにお金が必要とかたり、被害者から金銭をだまし取るものである。「今日中に」と時間を区切るなどと被害者を慌てさせて冷静な判断ができないような状況に追い込むなどの手口が使われている<sup>2</sup>。

還付金詐欺は医療費の還付金があるなどとだまし、ATMを操作させて被害者の口座から犯人の口座に振り込ませるといった詐欺である。

<sup>2</sup> 警察庁「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」p2 参照。

架空請求詐欺は世代に限らず多発していて、使ってもいない有料サイトの利用料の請求をしたり、施設利用優先権や株式の購入権が被害者にあるので譲って欲しいとの連絡をし、譲渡を承諾すると今度は別の架け子が名義貸しは犯罪になると脅して金銭を騙し取ったりする。あるいは被害者の個人情報登録されており、削除には費用がかかるなどとだまして金銭を支払わせるようなことも行われている。

次に「受け取る」の類型であるが、主なものとして、預貯金口座への振込型、現金手交型、キャッシュカード手交型、現金送付型、電子マネー型、収納代行利用型に分類されている。オレオレ詐欺では現金手交型やキャッシュカード手交型が多い。還付金詐欺ではATM操作をさせるためであろうか、ほとんど振込型となっている。

また、近時の報道では、事前にアポをとったうえ、金融機関の職員、警察官等を装い、「キャッシュカードが悪用されているので、キャッシュカードと暗証番号を書いた紙を封筒に入れて保管してほしい」と申し向け、その封筒と偽のカードの入った封筒をすり替えるなどして、だまし取るといった行為が行われている<sup>3</sup>。さらにはアポ電強盗なる凶悪な犯罪も行われている<sup>4</sup>。

## 2 | 振り込め詐欺における受け子とは

特殊詐欺においては銀行口座へ振り込ませることが多かったが、銀行口座の開設が難しくなってきたことや、引き出す際にATMに防犯カメラが設置されていることから足が付きやすく、現在では、他のさまざまな手段を用いるようになってきている。そのひとつとして「受け子」を利用することが行われている。

この態様の特殊詐欺では、電話をかけてだます役の「架け子」や、騙し取ったお金を受領する「受け子」といった形で分業が行われる。特に受け子は特殊詐欺グループに捜査の手が及ばないように、グループに属さない人間が使われることが通例である。受け子は被害者宅まで現金を取りに行くか、あるいは被害者に宅配便などを利用させ現金を受け子宛に送付させることが行われ、受け子は中身を知らずに荷物を受け取ったと主張することが多い。

このうち、宅配便を受け取る形態の受け子に関する最高裁の判決が、平成30年12月に二つ下された。いずれも、高裁（原審）で無罪となった受け子に、有罪判決を下したものである。平成29年12月にも受け子に関する重要な最高裁決定<sup>5</sup>が出ているので、この三つを紹介することとしたい。

<sup>3</sup> 日本経済新聞 2019年2月25日

<sup>4</sup> 電話で現金が自宅にあることを確認して、その家に押し込み強盗を行う犯罪。

<sup>5</sup> 判決と決定の違いだが、判決は口頭弁論（原告と被告がそれぞれ法廷で意見を述べる手続き）を経て下されるものである一方で、決定は口頭弁論を経ずに裁判所が判断を下す。

## 2—受け子をどのような罪に問えるのか

### 1 | 受け子を詐欺罪に問うための二つの問題点

通常、特殊詐欺は刑法の詐欺罪(刑法 246 条)に該当する。条文には「人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する」とある。若干付言すると、まず詐欺を行おうとする者が被害者に対して財物を交付するように欺き、騙された被害者が財物を交付し、財物を移転させることが犯罪の構成要件である。

このような構成要件を踏まえて、受け子に関しては、大きく二つの問題が議論されている。まず、①受け子を詐欺罪に問えるのか、という根本的な問題である。受け子は詐欺の一連の流れのうち、「お金を受け取る」という行為だけをしており、被害者をだますという行為を行っていないことをどう考えるかという問題がある。

特に、被害者をだましたという事情を聞いていない受け子が、宅配便等で単に荷物を受け取っただけのケースで詐欺罪に問えるのかという問題がある。詐欺罪で処罰するには、被害者からお金を騙し取るという意図(故意)が必要であり、たとえば警察官や金融機関の職員を名乗って金銭を騙し取るというやり方の受け子にはだますという故意が比較的簡単に認められるが、単に荷物を受け取っただけの受け子に故意があると言えるのか。受け子が逮捕されたときに、通常は「自分は何も知らない」と主張することから特に問題となる。

次に②被害者が送金前に詐欺であることに気づき、いわゆる「だまされたふり作戦」によって詐欺を防止し、受け子が逮捕されることがある。この場合、詐欺が未遂となることが客観的に確定した時点より後に加担した受け子について詐欺未遂罪に問えるのか、という問題がある。

判決・決定の出された年月とは順番が逆になるが、平成 30 年 12 月の二つの判決は①に関して判断をし、平成 29 年 12 月の決定は特に②について判断しているので、先に平成 30 年 12 月の二つの判決から見て行きたい。

### 2 | 平成 30 年の二つの最高裁判決

二つの判決のうち、先に出た平成 30 年 12 月 11 日最高裁第三小法廷判決<sup>6</sup>(以下、A判決)では、元同僚から依頼を受けた受け子が、約 20 回異なるマンションの空室に赴き、都度指定された名宛人に成りすまして、宅配便を受け取ったうえ、回収役に渡していた。受け取るたびに報酬 1 万円と交通費 2,3 千円を受け取っていた。また受け子は何らかの犯罪行為に加担していることは認識していたと認めている。このような事実関係の下でA判決は「自己の行為が詐欺に当たるかもしれないと認識しながら荷物を受領したと認められ、詐欺の故意に欠けることなく、共犯者との共謀も認められる」とし、高裁の無罪判決を覆した。結果、一審の下した覚せい剤取締法違反の罪(使用・所持)とあわせた懲役 4 年 6 ヶ月が確定することになった。

<sup>6</sup> 裁判所HP参照。

続いて下された、平成30年12月14日最高裁第二小法廷判決<sup>7</sup>（以下、B判決）では、受け子が知人の暴力団員から依頼を受け、5,6名分の運転免許証の写しとプリペイド式携帯電話機を渡された上、自宅で別人に成りすまして5回ほど荷物を受け取り、直後に現れたバイク便の男に荷物を渡しそれぞれ5千円から1万円の報酬を受け取った。受け子は荷物の中身について金地金等である可能性があると考えたと供述するほか、詐欺の被害品である可能性を認識したという趣旨の供述もしていた。このような事実関係の下でB判決は「自己の行為が詐欺に当たるかもしれないと認識しながら荷物を受領したと認められ、詐欺の故意に欠けることなく、共犯者との共謀も認められる」とA判決と同一文言の判断を下している。B判決も高裁の無罪判決を覆し、覚せい剤取締法違反とあわせ一審の下した懲役2年6ヶ月が確定することとなった。

A判決とB判決を読み解くにあたっては、二つのことを知っておく必要がある。

一つ目は、詐欺という犯罪においては、前述の通り、人をだますという行為がなされたのち、だまされた人が財物を渡し、それを受け取るという行為がなされる必要があるということである。言い換えると、詐欺罪が既遂となるには受け取るという行為が必要となることから、受け子に詐欺の故意があった場合においては、受け子を共同正犯（正犯）と見るべきことが検討されることになる。

そして、受け子のように犯罪行為が行われる流れの中で途中から参加した者を正犯と見る考え方として、いわゆる「承継的共同正犯」論がある。この場合の承継的共同正犯とは、先行者（架け子）が既に詐欺行為の一部（被害者をだます行為）を行った後、後行者（受け子）が事情を知った上で、犯罪行為に途中から参加（金銭の受け取り）することである。後行者には先行者の行為を利用する意図、あるいは少なくとも意思の連絡（共同実行の意思または共謀）が必要となる<sup>8</sup>。

二つ目は、詐欺は故意犯のみを罰することとなっている（刑法第246条）が、いわゆる未必の故意でもよいということである。未必の故意とは、犯罪事実の確定的な認識・予見はないが、その蓋然性を認識・予見している場合である。蓋然性とは聞きなれない言葉だが、可能性が相当程度高い場合を指す。つまり、詐欺を行っていると思定に思っていないくとも、おそらく詐欺であろうと思った、あるいは詐欺でも構わないと思定している場合が未必の故意である<sup>9</sup>。

以上から、受け子が、首謀者等から荷物を受け取るべきことおよび受け取りの仕方の指示を受けるなかで、詐欺が行われているのではないかと、そして詐欺により送られてくる財物を自分が受け取る役割を負っているのではないかとすることを確定的でなくても認識したといいうことが、受け子が詐欺の共同正犯に問われるために必要になると考えられる（図表4）。

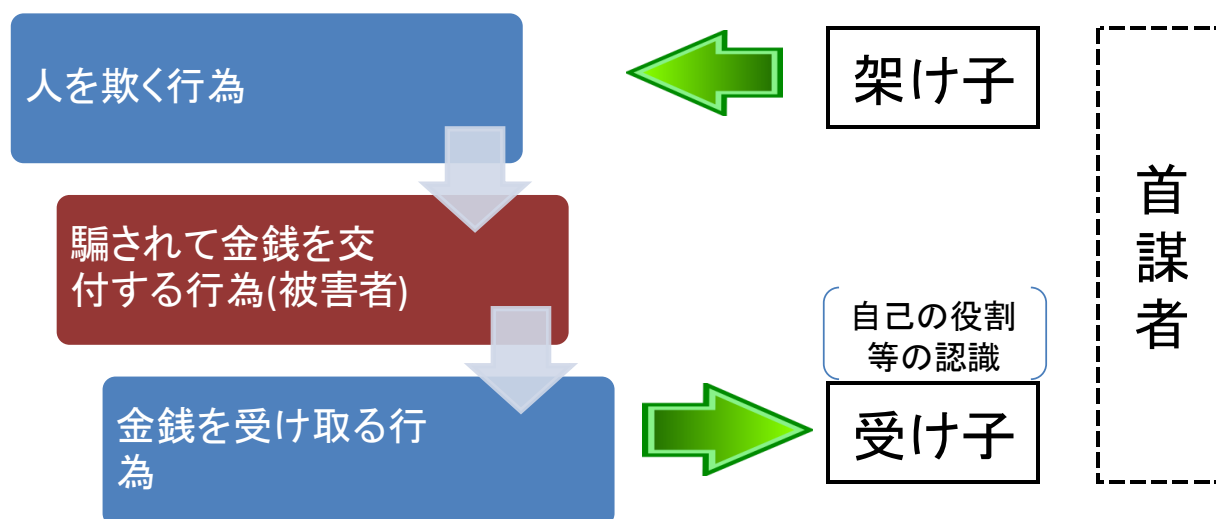
<sup>7</sup> 裁判所HP参照。

<sup>8</sup> 松澤伸「振り込め詐欺を巡る諸問題」早稲田大学社会安全政策研究紀要5号p19参照。

<sup>9</sup> 山口厚「刑法」[第3版]（有斐閣、2016年）p111参照。

【図表4】

＜詐欺の流れ＞



さて、以上を前提としてA判決とB判決を見てみよう。A判決もB判決もそれぞれ事実を認定した上で、受け子に確定的な故意はないものの、「詐欺の故意に欠けるところはなく、共犯者との共謀も認められる」としている。A判決においては依頼者が元同僚という関係性自体に異常性は認められないし、受け子の認識としても「詐欺」の可能性がありうるとの認定もされていない。しかし、特に、その都度異なる空き室のマンションにおいて20回ほど別名義で荷物を受け取り、回収役に渡すという行為の異常性やそれが反復されたこと、また受領するというだけで報酬を受けていたこと等を総合的に観察して、本人は詐欺であるかもしれないと考えていたとは認定されていないものの、その事実関係から故意に欠けるところはないと認めたものであろう。

一方、B判決においては暴力団員が依頼者であるという関係の異常性や他人の免許証のコピーや専用の携帯電話を手渡され、5回も偽名で荷物を受け取り、回収役に渡し報酬を得ていたという事実関係が認定されている。特に詐欺の可能性があったと供述している点が重要であり、B判決においては比較的容易に詐欺の故意は認定できたと考えられる。さらにA判決もB判決も他人名を騙って何度も荷物を受け取るという行為をしているため、依頼者と綿密な打ち合わせが当然の前提となり、意思の連絡があったと認定したものと思われる。

この二つの判決は、上告された裁判について、最高裁判例違反などの上告理由（刑事訴訟法第405条）はないが、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、原審（高裁判決）をそのままにしておくことが著しく正義に反する場合、最高裁判所が判決を下せるとする規定（刑事訴訟法第411条）に基づく判決である。

これら判決は受け子であればどのような状況であってもすべて詐欺の故意を認めるというものではなく、事例に即した判断に過ぎない。しかし、詐欺の故意および共謀の故意が認められないとした高裁（原審）の無罪判決を覆して、高裁の認定した事実のもとで最高裁が受け子の故意・共謀をストレートに認めたところに重要性があり、特殊詐欺発生件数が高水準で推移する現状に司法の用意したひとつの回答になると思われる。

なお、振り込め詐欺の受け子のように、事情を知らない（と主張する）人物が犯罪に加担するもの

に関わる判決例として覚せい剤等輸入罪の事例がある。これら判決例では覚せい剤等輸入罪に関し、さまざまな間接事実の積み上げによって、国内に持ち込もうとした物品が「身体に有害で違法な薬物」であるとの認識が被告人にあったと推認されることをもって故意を認定している<sup>10</sup>。

### 3—だまされたふり作戦における受け子の責任(平成 29 年最高裁決定)

次に「だまされたふり作戦」にかかる平成 29 年 12 月 11 日最高裁第三小法廷決定<sup>11</sup>である（以下、C 決定）。C 決定の事件としては詐欺と見破った被害者が警察に相談して、現金の入っていない宅配便を送付し、受け取った受け子を警察が逮捕したものである。

C 決定の第一審である福岡地裁判決平成 28 年 9 月 12 日は、承継的共同正犯となるには犯罪の結果に対する因果関係が必要であるとし、だまされて発送されたものではない荷物を受け子が受け取っても、詐欺を成立させる危険性に対して因果関係を及ぼしたとはいえ、詐欺罪の共同正犯の罪責を負うことはないとした。

この判決は、だまされたふり作戦で検挙した受け子が無罪になるという警察・検察サイドにとっては受け入れがたい判決であり、検察側から控訴された。控訴審である福岡高裁判決平成 29 年 5 月 31 日は、だます行為と金銭を受け取る行為は一体として損害を発生させるものであり、また、事情を知らない一般人を基準として考えれば外形的には詐欺の成立にいたる危険性があったとして、詐欺未遂罪の共犯として有罪としたため、被告人が上告した。

C 決定では、受け子はだまされたふり作戦が開始されたことを認識せずに共謀の上、だます行為と一体のものとして予定されていた荷物の受取行為を行っている。このような場合はだまされたふり作戦の開始如何にかかわらず、受け子は、だました行為も含めた詐欺未遂事件全体について責任を負うとした。結果、懲役 3 年執行猶予 5 年の刑が確定した。

承継的共同正犯に関しては傷害罪の事案で最高裁の判決がある（最高裁第二小法廷平成 24 年 11 月 6 日）。これは被害者に対して暴行が行われている途中から加わった被告に関してのものである。被告の暴行加担前に他の共犯者によって生じさせられていた傷害の結果については、途中から参加した被告の共謀およびそれに基づく行為が影響（因果関係）を及ぼすことはないから、傷害罪の共同正犯の責任を負わないとする。

そうすると既に未遂に終わることが事実となった詐欺未遂事件においては、すでに確定した詐欺未遂という結果に対して、受け子は因果関係を及ぼしていないと考えられる。また、だまされた作戦が開始された以降は、財物を騙し取るという結果はありえないことから、結果の起こり得ない行為（不能犯）として罰することができないとも考えられる。

この点、C 決定の第一審のように詐欺未遂について因果関係がないとして無罪判決を出した下級審判決がある。一方で、C 決定の原審（第二審）のように不能犯であるかどうかについては触れずに、

<sup>10</sup> 大阪刑事実務研究会「覚せい剤輸入罪における故意」判例タイムズ 1359 号 p 48 以下、同「覚せい剤密輸事件における故意の認定について」判例タイムズ 1422 号 p 5 以下参照。

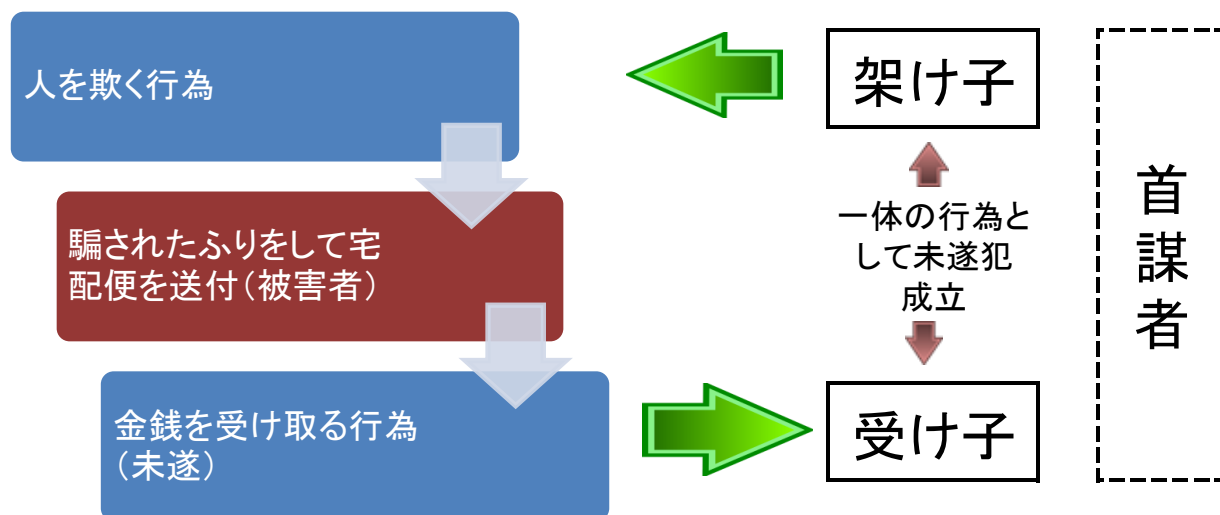
<sup>11</sup> 判例タイムズ 1448 号 p62 参照。

犯人が一般人であると仮定するとだまされた作戦が開始されたことは知りうることでないから外形的には詐欺の危険があったとして詐欺未遂罪を肯定する判決がある。また、だまされた作戦によっても完全に防止できたかどうかは不確定であった、あるいは、だまされた作戦開始より以前に受け子と犯罪グループの謀議があったといった認定を通じて受け子への詐欺罪適用を肯定する判決等が出されてきた。

C決定では特段の理論構成を示さず、だます行為と一体の行為として詐欺未遂の責任を負うとした(図表5)。

【図表5】

### ＜詐欺未遂の流れ＞



この点に関して、荷物を受け取っていた時点で被害者が詐欺被害に気づいていたかどうかは偶然であることや、被害者が当初から気がついていた場合も詐欺未遂が成立するところ、途中から気がついた場合と判断を異にする合理性に乏しいことなどが指摘されている<sup>12</sup>。

## 4—考察

A・B判決は受け子が内容物を知らずに荷物を受け取っているにもかかわらず事実を積み重ねて詐欺および共謀の故意を認定した。また、C決定は騙されたふり作戦で詐欺未遂が確定した後に参加した受け子にも詐欺未遂罪の責任を認めた。これら判断の背景には深刻な社会問題になっている振り込め詐欺案件において、唯一の手がかりともなる受け子について罪責が問われないとすれば、犯罪の解明に支障をきたすという事情がある。また、受け子の行為に対してこのような判断がなされることが周知されれば、受け子になろうとする者が警戒し、犯罪自体が抑止される効果も期待できる。

ただ、B判決においては被告人が詐欺かもしれないと思っていたことから比較的容易に詐欺の故意が認定できたと考えられるものの、A判決においては被告人が詐欺かもしれないと思ったとの認定はされていないことから、故意の認定が緩やか過ぎるとの疑問も想定されるところである。現に高裁レ

<sup>12</sup> 前掲注11の評釈参照。



ベルでは無罪判決の出た事例である。

この点、法的安定性の観点から、そもそも正面から受け子の行為について罰する立法的な解決を目指すことはできないのであろうか。騙されたふり作戦の受け子まで処罰対象とするといった判決も下されていることから、たとえば、正当な理由がないのに営利の目的をもってみだりに偽名で荷物を受け取ること自体について刑事罰を以って禁ずるということは考えられないだろうか<sup>13</sup>。ここで営利目的を入れているのは、このような受け子の犯罪類型では受け取った荷物を回収役に渡すことで金銭が支払われることが通常だからである。

立法を検討するに当たっては、他人に使用させる目的で自己名義の預金口座を開設することは詐欺罪に当たるとされている（最判平成19年7月17日刑集第61巻5号521頁）ことのほか、特殊詐欺防止等の観点から、他人のキャッシュカードを譲り受ける行為や、開設済みの預金通帳を他人に譲渡する行為が犯罪収益移転防止法第28条により刑事罰が科されることになっていることも参考にできよう。

もちろん、このような犯罪類型では刑事罰が詐欺より軽くならざるを得ないのではないかという議論（現状より刑罰が軽くなるのであれば立法する是非が問われよう）や、正常な経済活動を阻害する可能性はないかといった視点もあると思われる。また、DV被害者である妻がやむを得ず偽名で郵便物を受け取るといった行為を違法としないようにするなど、さまざまなアプローチも含め十分な検討が必要である。

## 5—おわりに

振り込め詐欺の被害者には誰でもなりうるものである。高齢の身内を持つ人にとっては他人事ではないであろう。筆者の知り合いにも電話がかかってきたことがあった。「オレオレ」ではなく、実名を言い、携帯の番号が変わったと行って連絡先が変わった旨を言った後、「事業に失敗した」としてお金を振り込むように言ってきたとのことである。筆者の知り合いのケースでは幸いにも未然に防止できたが、その後は、電話機を電話番号が表示される機種に変更し、常時、留守電状態にしてある。

警察や金融機関も特殊詐欺発生防止に精力的に取り組んでおり、たとえば金融機関から多額の引き出しを行う高齢者に一声かけるなどの運動が行われているが、一番は親子間等で密接な関係を築いておくことであろう。

一方で、受け子には未成年者が増加しているとのことである。簡単なアルバイト感覚で手を染めるような人もいるのかもしれない。しかし、本文で見たとおり、裁判所のスタンスは受け子に厳しいものとなっている。軽い気持ちの先に実刑が待っている。世の中に甘い話はないことが十分周知徹底される必要がある。

<sup>13</sup> 占有物離脱横領罪や盗品等関与罪の適用も考えられるが、これでは金銭価値のある財物を受け取るわけではない騙されたふり作戦の受け子を罰することはできない。